

1. 件名：日本原子力研究開発機構原子力科学研究所STACY（定常臨界実験装置）施設における定期事業者検査報告（終了時）及び放射性廃棄物の廃棄施設の定期事業者検査報告（開始時）についての面談

2. 日時：令和4年8月22日（月） 10時30分～11時45分

3. 場所：原子力規制庁2階会議室（TV会議システムを利用）

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 検査グループ 専門検査部門

松本主任原子力専門検査官、小野原子力専門検査官

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

原子力科学研究所

臨界ホット試験部 臨界技術第1課長 他6名

バックエンド技術部 放射性廃棄物管理第1課マネージャー 他7名

安全・核セキュリティ統括部

安全・核セキュリティ推進室 2名

5. 要旨

○国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「事業者」という。）から、原子力科学研究所のSTACY（定常臨界実験装置）施設（以下「STACY」という。）の定期事業者検査の終了時報告及び同研究所の共通施設としての放射性廃棄物の廃棄施設（以下「廃棄施設」という。）の定期事業者検査の開始時報告について、資料に基づき説明があった。

- ・令和4年度のSTACYに係る定期事業者検査は令和4年6月20日から令和4年7月21日まで実施し、本検査において所見及び処理すべき事項はなかった。なお、原子炉運転のための検査については、次年度になる可能性があるため定期事業者検査報告の終了時報告からは除外した。
- ・令和4年度の廃棄施設に係る定期事業者検査は、令和4年10月3日から令和4年12月16日までを予定している。前回の定期事業者検査以降、設計及び工事の計画の認可申請（その4、その6及びその7）に係る使用前確認が完了したことから「保管廃棄施設の津波防護壁」と「第2廃棄物処理棟の固体廃棄物処理設備・Ⅱ」を検査項目に追加している。
- ・廃棄施設において、外観検査など保全重要度の見直しに伴い、定期事業者検査の検査項目から保安記録確認検査へ移行した検査項目がある。

○原子力規制庁から、以下の内容を伝えた。

- ・ S T A C Yにおいて年度内に原子炉運転のための検査を実施する場合は、年度内の実施前に定期事業者検査の開始時報告を提出すること。
- ・ 廃棄施設において、保全重要度の見直しに伴い、保安記録確認検査に移行するとして定期事業者検査の検査項目から除いた検査項目について、定期事業者検査は、一定の期間、技術基準へ適合している状態を維持するかどうかを判定する方法で行わなければならないことからその適切性について整理すること。

○事業者から、承知した旨の回答があった。

6. その他

資料 1 : 定期事業者検査報告書 (定期事業者検査終了時)

資料 2 : 原子力科学研究所の共通施設としての放射性廃棄物の廃棄施設の定期事業者検査について

以 上